

マイナンバーカード 代理受取の際の必要書類

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

申請者本人：15歳以上の中学生・高校生・高専生の場合

窓口に来る方：任意代理人

必要書類	詳細
交付通知書 (はがき)	■<u>交付通知書がない場合、任意代理人によるマイナンバーカードの受取はできません。</u>お手元がない場合、必ず市民部戸籍住民異動室に再発行を申し出、再発行を受けてから受取手続きをお願いします。 ■交付通知書裏面の回答書欄、委任状欄をご記入の上、窓口にお持ちください。【別紙：書き方見本を参照】 ■暗証番号欄には必ず目隠しシールを貼付してください。
申請者本人の本人確認書類 (顔写真付きが必須)	■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。 ①、②、③、④のいずれかの書類をお持ちください。 ① (合計2点) A書類2点 ② (合計2点) A書類1点とB書類1点 ③ (合計3点) B書類のうち顔写真付きのもの1点 + B書類のうち顔写真付きでないもの2点 ④ (合計3点) B書類のうち顔写真付きでないもの2点 + <u>次の顔写真証明書1点</u> 【顔写真証明書】 ・<u>申請者本人が未成年者（～17歳）の場合</u> …所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、法定代理人の署名または記名・押印を受けることで作成
代理人の本人確認書類 (顔写真付きが必須)	■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。 ①、②のいずれかの書類をお持ちください。 ① (合計2点) A書類2点 ② (合計2点) A書類1点とB書類1点 ※A書類の顔写真付き本人確認書類をお持ちでないと、代理人にはなりません。
申請者本人が来庁できないことを証明する書類	次のいずれか1点をお持ちください。 ■学生証、在学証明証 ※高校生、高専生のみ。中学生は不要。
(お持ちの方のみ) ・通知カード ・古いマイナンバーカード	■通知カードをお持ちでない場合も受取は可能ですが、紛失届を記入いただきます。(初回交付時) ■マイナンバーカードを再交付申請された方で、旧カードの返納がまだの場合は、マイナンバーカードをご持参ください。ご持参されない場合、再交付手数料が有料となる場合がございます。

顔写真証明書が必要な場合は、手続き方法などを詳しくご説明した上で、市役所から郵送いたしますので、お電話などでご相談ください。



本人確認書類は、有効期間内の原本(コピー不可)をお持ちください。

A書類	B書類
<u>次のうち、顔写真付きのものに限ります。</u> ■マイナンバーカード ■運転免許証 ■運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります) ■パスポート ■身体障害者手帳 ■精神障害者保健福祉手帳 ■療育手帳 ■在留カード ■特別永住者証明書 ○更新等の新しいマイナンバーカードの受取において、交付申請者との同一性の確認など、本人確認ができる場合は、有効期限切れの古いマイナンバーカード(顔写真付き)もA書類として使用することができます。 ○A書類として使用できるのは、上記の書類のみです。	住民票に記載されている「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります。 【例】 ■資格確認書 ■介護保険証 ■年金手帳 ■基礎年金番号通知書 ■生活保護受給者証 ■児童扶養手当証書 ■特別児童扶養手当証書 ■自立支援医療受給者証 ■社員証 ■学生証 ■子どもの医療証 ■医療受給者証

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。

代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

!

箕面市西小路4丁目6番1号
箕面市役所 市民部戸籍住民異動室
電話：072-724-6725（※この番号では予約はできません）